

| 仕 様 書 |           |                   |  |
|-------|-----------|-------------------|--|
| 物品番号  | 仕 様 書 番 号 |                   |  |
| 精白米   | 3 7       |                   |  |
|       | 作 成       | 令 和 3 年 9 月 2 7 日 |  |
|       | 変 更       |                   |  |
|       | 作成部隊等名    | 小 倉 駐 屯 地 業 務 隊   |  |

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊小倉駐屯地において調達する精白米について適用する。

### 1.2 用語の定義

この仕様書で用いる用語及び定義は次による。

#### 1.2.1 契約担当官

分任契約担当官陸上自衛隊小倉駐屯地第366会計隊小倉派遣隊長をいう。

#### 1.2.2 検査官

契約担当官の任命を受けて、補助者として契約内容の適否の検査を行う隊員をいう。

## 2 規格

### 2.1 品種

「ひのひかり」または「ひとめぼれ」、九州産、令和3年度産とする。

### 2.2 等級（区分）等

米の等級は、単一原料米、2等以上とする。

### 2.3 玄米の保管

玄米は、15℃程度の低温で保管されたものとする。

### 2.4 精白米の品質等

#### 2.4.1 品質

納品する精白米は、水分15%以下、正常粒90%以上、粉状質粒8%以下、砕粒3%以下及び異物（虫、ごみ、石、異種穀粒）の混入がないものとする。

#### 2.4.2 砕粒選別

砕粒選別は、網目1.94mm以上の精米ふるいされたものとする。

### 2.5 袋荷姿等

#### 2.5.1 荷姿

納入時荷姿は、10Kg/袋、透明ラミネート（レーザー孔袋）袋材質とし、圧着状態が完全なものであること。

#### 2.5.2 表示

納入される精米1袋ずつにJAS法（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律）に基づいた表示がなされていること。

## 3 見本提出要領

### 3.1 見本量

前項規格とおり、公告に示す日時までに精白米1kgを糧食班へ提出

### 3.2 提出書類

提出書類については、見本提出時及び納品時においても同様に提出すること。

#### 3.2.1 玄米の検査証明

前項規格に基づき提出された精白米の「玄米の検査証明」の写し1部

#### 3.2.2 精米品質証明書

- a) 前項規格に基づき提出された精白米の「品質証明書」を1部
- b) 2.4に示す項目、蛋白、アミロース及び検査に使用した検査機器名を記載

### 3.3 判定

規格、品質及び炊飯による食味審査等により不適格と判断した場合は、不合格とする。

### 3.4 見本品の返納

提出された見本品は、原則返納しない。返却を希望する場合は、見本提出時に申し出ること。

## 4 品質保証等

### 4.1 納品時の保証

第2項に規定する以外のもの（以下、「規格外品」という。）は、交換するものとする。この際、規格外品が納品量の5%以上発生した場合は、納品分全数を交換するものとする。

### 4.2 納品後の保証

納品後においても、未開封の袋内に害虫等の異物が発見された場合、契約業者の責任で速やかに残りの精白米すべてを交換するものとする。

### 4.3 経費

納品時及び納品後に発生した交換に対する輸送費は、契約業者負担とする。

### 4.4 納品

納品数量及び回数は、夏季期間（6月～9月）においてはは官側が指定した数量及び回数で納品すること。

## 5 その他

### 5.1 とう精作業立会

契約業者は、納品する精白米の原料及びとう精の作業状況（とう精設備及び検査機器等を含む。）の確認等を検査官より求められた場合は、これに応じるものとする。

### 5.2 検査依頼

検査官が必要と認めた場合は、公共の検査機関に物理及び化学的検査を依頼する。なお、検査に要する費用は契約業者負担とする。

### 5.3 仕様書に関する疑義

本仕様書の記載内容に関して疑義を生じた場合、契約担当官等と協議し、指示に従うものとする。

● 見本提出日 令和3年9月13日（月） 1100